

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0596	予備自衛官等制度に関する意識調査等	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和8年10月20日(火)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 10月 2日（金） 17:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 10月 16日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：'naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 柴崎 電話 03-3268-3111 内線20824

仕 様 書		
件 名	予備自衛官等制度に関する意識調査等	作成年月日 令和 8 年 9 月 4 日
		人事教育局人材育成課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、予備自衛官等制度に関する意識調査等（以下「本意識調査等」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 「著作権法」（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- b) 「個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
- c) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）
- d) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2.2 本意識調査等の実施体制

2.2.1 体制の確保等

契約の相手方は、本意識調査等の実施に当たって、2.1 に掲げる契約期間中、次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議し、その同意を得ること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) a) の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) a) の業務従事者が他に携わる業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

- d) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる態勢を確保すること。

2.2.2 第三者に係る取扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用しないこと。

2.3 本意識調査等の目的

近年、予備自衛官及び即応予備自衛官の低充足が続いており、予備自衛官等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補をいう。以下同じ。）の安定的な確保及び充足の向上が課題となっている。このため、本施策では、現職の予備自衛官等やその雇用企業、予備自衛官及び即応予備自衛官の主要な人材源である退職予定自衛官に対するアンケート調査を行って当事者の意見を聴取するほか、予備自衛官等の雇用企業拡大のための調査及び諸外国の予備役制度における人材確保等の取組の調査を実施し、今後の予備自衛官等制度に係る各種検討の資を得ることを目的とする。

2.4 本意識調査等の内容

本意識調査等においては、以下の事項を実施する。

2.4.1 アンケート調査

a) 全般について

ア アンケートの対象者、実施時期、内容等については、官側と契約の相手方が協議して決定することとするが、契約の相手方は、その専門的知見を活用し、アンケートの回答者が回答しやすい内容や設問数となるよう官側に必要な助言を行うとともに、アンケート結果の回収を行うにあたっては、契約の相手方が作成する集計用サイト等を活用するなど、効率的な回収要領を用いることとする。

イ 契約の相手方は、アンケートの実施に当たり、対象者別の実施方法、配布方法、回収方法、集計方法、分析方法及び回答率向上のための措置について、官側と協議の上、個別実施計画書に記載するものとする。

ウ アンケートの実施に係る官側及び契約の相手方の作業分担は、官側と協議の上で決定するものとするが、契約の相手方は、少なくとも、以下の内容を実施することとする（なお、末尾中括弧に当該実施事項を対象とするアンケートを表示している。）。

- ・ アンケート内容に関する官側への助言、アンケート内容の作成、アンケートフォーム又は集計用サイトの作成、回答データの回収、回答結果

の集計及び分析【退職予定自衛官・現職の予備自衛官等・雇用企業・一般国民アンケート】

- ・ 雇用企業向けアンケートにおける封筒の準備、差出人の封筒への印字（契約の相手方及び官側の連名を印字）、案内状及びアンケート用二次元コード等の印刷及び封筒への梱包及び封緘並びに郵券の購入及び封筒への貼付（なお、送付先企業の宛名情報の取扱い、宛名ラベルの作成及び郵便局への持込みについては、官側が実施することを基本とする。）

【雇用企業アンケート】

- ・ 一般国民向けアンケート（Web 調査）の企画及び実施【一般国民アンケート】

b) 各個別アンケートの仕様について

ア 退職予定自衛官に対するアンケート

予備自衛官及び即応予備自衛官は、主として元自衛官（定年退職、任期満了退職又は中途退職を予定している者をいう。以下同じ。）を人材源としている。このため、退職予定自衛官等が現行の予備自衛官等制度の課題等として認識している内容等を把握する必要がある。

退職予定自衛官は、それぞれ定年による退職、任期制隊員の任期満了による退職、中途退職による退職の3つの区分が存在することから、アンケートの内容も、それぞれの対象者の年齢や退職後の就職等の状況、防衛省・自衛隊に対する感情等を踏まえた分析を行うことができる内容にするものとする。

なお、アンケート対象者数は約5千人とし、aで記載したとおり、アンケート内容や実施時期等の細部事項については、官側と協議の上で実施することとする。

イ 現職の予備自衛官等に対するアンケート

2.3で述べたとおり、予備自衛官及び即応予備自衛官の充足率向上は急務であるところ、現職の予備自衛官等に対して現状の制度や待遇に対する調査を行うことで、現状の利点は維持しつつ、改善すべき事項を把握することで、新規の人材流入を促進し、現職の予備自衛官等が引き続き任用を継続できる体制を構築する必要がある。

現職の予備自衛官等は、それぞれ即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補の3つの区分が存在することから、アンケートの内容も、それぞれの対象者の特性に応じた分析を行うことができる内容にするものとする。

なお、アンケート対象者数は約1万人とし、aで記載したとおり、アンケート内容や実施時期等の細部事項については、官側と協議の上で実施することとする。

ウ 予備自衛官等を雇用している企業に対するアンケート

予備自衛官等は、一般企業との兼業がその前提となっており、充足率向上に際しては、予備自衛官等を雇用する企業を増やすための施策や、既に予備自衛官等を雇用している企業においても、予備自衛官等が招集に応じやすい環境作りが積極的に行われる必要がある。特に、これまで実施してきたアンケート結果からは、退職予定自衛官については、再就職先の企業で兼業が認められるかどうか、認められるとしても、それがキャリアパスや処遇に悪影響を与えることがないか、という不安を抱えていることが判明している。このことを踏まえ、アンケートの設問設定に当たっては、現に予備自衛官等を雇用する企業等からみて、退職予定自衛官のこうした不安等にどう対応することとしているのか、また、予備自衛官制度を運用する国（防衛省）に対して、どのような措置（支援）を講じるべきだと考えているか等の分析を行うことができる内容にするものとする。

なお、雇用企業については2千社を対象とし、aで記載したとおり、アンケート内容や実施時期等の細部事項については、官側と協議の上で実施することとする。

エ 一般国民に対するアンケート

予備自衛官等制度を安定的に運用していくためには、予備自衛官等の職務の重要性について、国民の関心と理解を深めることが不可欠である。一方で、官側に実施した一般国民に対するアンケート調査（約1万人）によれば、約6割が予備自衛官等の制度を知らないと回答しており、いまだ、認知度が高いとはいえない状況にある。

他方で、防衛省・自衛隊は当該結果を受け、ウェブサイトの立ち上げや広報動画の発信等、継続的に認知度向上施策を実施しているところ、一般国民に対する認知度を継続して把握する必要があることから、本年度においても同様の調査を実施する。

なお、一般国民に対するアンケートは、設問数は15問程度、対象者は約5千人を対象とし、aで記載したとおり、アンケート内容や実施時期等の細部事項については、官側と協議の上で実施することとする。また、一般国民向けアンケートについては、契約の相手方が、官側と協議の上、Web調査の実施に必要な回答者の確保、調査画面の作成、回答データの回収、集計及び分析を行うものとする。

c) 防衛省・自衛隊が既に実施している施策に係る効果の測定及び検証

2.4.1に基づき実施した各アンケート結果を踏まえ、契約の相手方は、防衛省・自衛隊においてこれまで実施してきた施策の効果及び検証を行うこと。

その際、官側は、現行の予備自衛官等制度に係る施策の内容等について必要な情報を提供することとする。

2.4.2 各国の予備役制度の体系的調査

a) 全般

予備自衛官等制度は、諸外国における予備役制度に相当するものとして位置付けることができる。今後、予備自衛官等制度の抜本的な見直しを図っていくに当たっては、諸外国における状況やその課題について調査し、検討することが不可欠である。

他方で、他国の制度を調査する際には、選定した対象国ごとに評価軸を揃え、我が国の制度との比較を容易にする粒度まで精密化する必要がある。このため、各国の予備役制度の体系的調査の実施要領については以下のとおりとする。

b) 実施要領

ア 調査対象国は、契約の相手方の専門的知見を踏まえ、官側と協議の上で決定することとするが、3か国程度とする。

イ 調査を行うに当たっては、以下の点を満たすこととする。

- ・ 公開情報を基本として実施すること。ただし、必要に応じて、官側と協議の上、文献、報告書、論文その他の資料を用いること。
- ・ 報告書作成に際して用いた資料については、必ず出典を明示するとともに、日本語以外の資料を用いた場合は、必要な範囲で日本語訳を付すこと（なお、日本語訳の作成に当たっては、翻訳ソフト等を使用することを妨げない。ただし、契約の相手方は翻訳結果の内容を必ず確認し、全体を通読した際に内容を正確に理解できるものとなるよう必要な修正を行うこと。）。
- ・ 文献等の購入が必要となる場合、その費用は契約の相手方の負担とすること。なお、契約の履行のために購入した文献のうち、所有権の移転が可能なものについては、契約終了時に官側へ引き渡すこと。

ウ 分析を行うに当たっては、以下①～⑥の観点全てを満たすとともに、調査報告書の作成に際しては、諸外国が用いている各種施策の日本への導入可能性まで含めて検討し、かつ、制度導入の際の課題についても分析し、官側へ提示すること。

なお、各国と日本との比較及び調査対象国相互の比較を行うため、評価軸を同一のものにすることとする。

- ① 各国の予備役等の役割・位置づけ（国家防衛の位置づけ、任務範囲、平時・有事の役割差、常備軍との関係（補助・代替・統合）。ただし、各国比較の前提情報として必要最小限の事項（国家防衛上の位置づけ

(補完・代替・統合) 及び平時／有事の役割区分) のみ整理する。

- ② 予備役の規模、構成（総兵力、常備軍との比率、種類区分、階層構造）。ただし、表形式等を用いて、最小限の事項（総兵力、予備役数及び常備軍との比率）のみ整理する。
- ③ 人材確保（募集源、インセンティブ、維持課題）
- ④ 運用・任務（任務範囲、活動頻度（実績）、技能活用）
- ⑤ 制度基盤（法制度、処遇、雇用制度（予備役の身分を有する労働者の企業側の取り扱いを含む。）。なお、日本企業への制度輸入が見込まれる例があれば、その課題の有無も含めて掲出すること。）
- ⑥ その他（各国において、軍等を退職する際に予備役への登録を義務づける制度の有無について（例：ある場合には義務等の範囲（有償無償、拒否する権利の有無、訓練への出頭義務の有無、各国での兵力維持への貢献度等）及び制度の有用性（人員数維持への寄与度等））

2.4.3 雇用企業拡大のための調査

予備自衛官等の大半は、平素はそれぞれの職業などに就いているため、訓練等への参加には、雇用企業の理解と協力が不可欠である。このため、契約の相手方は、予備自衛官等を雇用していない企業を中心として、企業規模、業種、地域、防衛省・自衛隊との関係性その他の観点を踏まえ、予備自衛官等の雇用又は受入れを促進するための調査を実施するものとする。

ア 調査対象企業の抽出及び整理

契約の相手方は、官側と協議の上、防衛省又は自衛隊と関係性のある企業及び予備自衛官等を雇用していない企業を中心に、調査対象企業の候補を抽出する。その際、企業規模、業種、地域、従業員数、防衛省又は自衛隊との関係性、予備自衛官等制度への協力可能性等を考慮するものとするが、調査対象企業数及び企業規模別の区分については、契約の相手方の専門的知見を踏まえ、企業規模等に応じたアプローチ施策を導出するために必要な範囲で個別実施計画書に定めるものとし、事前に官側の承諾を得るものとする。

なお、抽出された企業が現に予備自衛官等を雇用しているか否かの判定は官側が行うものとし、契約の相手方は、当該判定に必要な候補企業リスト、企業概要、公開情報その他必要な資料の整理を行うものとする。

イ 企業へのアプローチ方法の調査及び検討

契約の相手方は、調査対象企業について、文献調査、公開情報調査、アンケート、インタビューその他必要な方法により、企業が予備自衛官等を雇用し、又は従業員の予備自衛官等としての活動を許容するための動機、

阻害要因、必要な支援策、効果的な説明事項及びアプローチ方法を調査するものとする。

ウ 企業規模等に応じた施策の検討

契約の相手方は、調査結果を踏まえ、従業員数、業種、地域、勤務形態等に応じた企業へのアプローチ施策を検討し、官側に提示するものとする。その際、企業が予備自衛官等を兼業する従業員を許容する動機として、CSR、災害対応、従業員の成長、企業イメージ向上、地域貢献その他の要素を考慮するものとし、これら考慮事項については、事前に官側に説明を行った上で検討を行うものとする。

エ リクルート活動用マニュアル等の作成

契約の相手方は、防衛省・自衛隊が企業に対して予備自衛官等制度への理解促進又は協力要請を行う際に活用できるマニュアルその他官側が必要とする資料を作成するものとする。

オ 報告書への反映

契約の相手方は、上記アからエまでの調査結果及び提案内容について、調査報告書に取りまとめるものとし、報告書に使用した文献等がある場合には、原典を明示するとともに、必要に応じて当該資料を添付するものとする。

なお、エのリクルート活動用マニュアルについては、報告書の別添資料として作成するものとする。

2.4.4 予備自衛官等制度の改善に効果的と考えられる施策等の提案

2.4.1 から 2.4.3 までの結果を踏まえ、契約の相手方は、防衛省・自衛隊において実施することが効果的と考えられる施策（既に実施している施策の改善又は廃止を含む。）について提案を行う。その際、各種法令、規則、他省庁や民間における同種の取組等を把握した上で行うものとする。

また、本提案が実効性ある施策として実現できるよう、これらの具体的に実施するための手法も含めた提案を行う。

2.4.5 アンケート結果の分析並びに官側が必要とする資料作成の支援

契約の相手方は、2.4.1において実施したアンケートの集計及び集計後の結果分析を行う。また、アンケートを官側が別に実施する場合において、その結果の集計及び集計後の結果分析等の必要な支援を行う。

その他 2.4.1 から 2.4.4 までに係る事項について、官側が必要に応じて求める資料の作成又はそれに付随する支援を行う（例えば、複数のアンケート結果を組み合わせた資料や、当該資料の分析資料の作成等）。その具体的事項については、都度、官側から契約の相手方に対して指示する。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本意識調査等に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。なお、本意識調査等に係る業務従事者に変更が生じた場合は、当該業務従事者が本意識調査等の業務に従事する前に変更した体制表を官側へ提出すること。

3.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本意識調査等に係る全体の実施計画書を作成し、官側に提出すること。なお、2.4.1 から 2.4.3 に基づき作成する個別実施計画書については、それぞれの調査を開始する 5 営業日前に、官側に提出すること。

3.3 官側への定期報告等

契約の相手方は、官側と調整の上、実施内容等について毎月 1 回以上、官側に本意識調査等の進捗等を報告し、指示を受けること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

3.4 調査報告書等の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本意識調査等の成果を取りまとめた調査報告書を日本語で作成すること。また、調査報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けること。

3.5 報告会の実施

契約の相手方は、官側と調整の上、本意識調査等に関する中間報告会（令和 8 年 12 月から令和 9 年 1 月頃）及び最終報告会（令和 9 年 3 月）を実施すること。

3.6 定期報告や報告会における資料の作成

契約の相手方は、定期報告や報告会等における会議資料を作成し、また、必要に応じて会議録を作成し、官側に提供すること。

4 提出書類等

4.1 提出書類

契約の相手方は、表 1 に示す提出書類を防衛省人事教育局人材育成課に提出すること。

表 1 提出書類

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	電子媒体 1 枚
2	実施計画書	契約後速やかに	電子媒体 1 枚
3	個別実施計画書	開始する 5 営業日前	電子媒体 1 枚

4	定期報告書	定期報告の都度	電子媒体 1 枚
5	議事録	定期報告及び報告会後速やかに	電子媒体 1 枚
6	中間報告書	中間報告会時	電子媒体 1 枚
7	最終報告書	最終報告会時	電子媒体 1 枚
8	調査結果報告書	契約納期まで	電子媒体 1 枚

※ 提出書類は、Microsoft Office（Word 又は PowerPoint）を用いて作成し、作成したファイルを PDF ファイルとしたものと合わせ、契約の相手方が用意する電子媒体に保存して提出すること。なお、官側と調整の上、電子媒体での提出に代えて電子データでの提出とすることができるものとする。

※ 番号 1 から 4 の提出書類について、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた都度速やかに官側に提出すること。

4.2 提出場所

東京都新宿区市谷本村町 5－1 防衛省人事教育局人材育成課

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

6 その他

6.1 提案内容に関する準拠性

本意識調査等の実施に当たっては、本仕様書のほか契約の相手方が調達時に提案した事項を実施すること。

6.2 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.4 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに基づく規則等を遵守すること。

6.5 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

6.6 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約の相手方に対し、要望

があった場合には、官側と契約の相手方との協議の上、必要に応じて契約の相手方からの支援を受けられるものとする。

6.7 資料の貸与

契約の相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、調査報告書等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した調査報告書等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる調査報告書等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書等の著作権を官側に譲渡することとし、調査報告書等の納入時に**属紙第1**「調査報告書等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、調査報告書等の納入時に**属紙第2**「調査報告書等に関する著作者人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、調査報告書等に関する著作権等の留保を主張する場合は「調査報告書等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「調査報告書等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。
契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

調査報告書等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 8 条から第 2 0 条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

調査報告書等に関する留保著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書により、乙に留保される著作権等の内訳は、次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	